

平成30年10月17日

各 位

本 部 環 境 課 長

平成30年度後期放置自転車等及び放置自動二輪車の処分について

Disposal of abandoned bicycles and motorcycles

本郷構内（浅野・弥生含む）に、未登録で駐輪・駐車されている自転車・原付・自動二輪車について、以下のスケジュールで告知等を行います。

放置が確認され引き取りのない場合は、撤去・廃棄処分となりますのでご了承ください。

○自転車・原付の扱い

告知期間：平成30年11月1日（木）～平成30年11月16日（金）

実施方法：

- ① 構内に駐輪されている自転車・原付のうち、平成30年度の未登録車全てに、告知書を取り付けます。
- ② 告知書が取り付けられた未登録車を、今後も構内で利用する場合は告知書を取り外し、速やかに登録してください。（利用しない場合は所有者が移動・処分してください。）
- ③ 告知期間終了後も告知書が取り付けられた状態の未登録車は撤去し、12月10日頃より、部局事務やポータル、HPを通じて所有者確認を行います。また、1月25日までに引き取りがない場合は廃棄処分します。

○自動二輪車の扱い

通知等期間：平成30年11月1日（木）～平成31年3月4日（月）

実施方法：

- ① 構内に駐車されている自動二輪車のうち平成30年度の未登録車全てに、通知書を取り付けます。
- ② 通知書が取り付けられた未登録車を、今後も構内で利用する場合は通知書を取り外し、速やかに登録して下さい。（利用しない場合は所有者が移動・処分して下さい。）
- ③ 通知書が取り付けられた状態で1ヶ月が経過した場合は警告書を取り付け、12月10日頃より、部局事務やポータル、HPを通じて所有者確認を行います。
- ④ 警告書が取り付けられた状態で2ヶ月が経過した場合は最終処分通告書を取り付けます。
- ⑤ 最終処分通告書が取り付けられた状態で1ヶ月が経過した未登録車は、所有する意思が無いものとして3月4日以降、廃棄処分します。

【本件に関する問い合わせ先】

本部環境課環境企画チーム TEL：03-5841-2255（内線 22255）

E-mail：kankyokikaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp



自転車関係 HP